



JICA

ソーシャル/サステナビリティボンド
フレームワーク



JICA ソーシャル/サステナビリティボンド フレームワーク

ミッション

JICA は、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ

Leading the world with trust

JICA は、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

1. 組織概要

独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」)は、日本の政府開発援助(ODA)の一元的な実施を担う、世界有数の開発援助機関です。

1) 組織の目的

JICA は、国際協力機構法(以下、「JICA 法」)に基づき、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として事業活動を実施しています。

2) JICA のミッションと持続可能な開発目標(SDGs)

JICA は「人間の安全保障」と「質の高い成長の実現」をミッションに掲げています。

「人間の安全保障」(Human Security)とは、人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促すという概念であり¹、JICA の理事長を務めた緒方貞子氏とノーベル経済学賞受賞者のアマルティア・セン氏が提唱した概念です。また、「質の高い成長」(Quality Growth)とは、包摂性(inclusive)、持続可能性(sustainable)、強靱性(resilient)を兼ね備えた成長を指します。

この JICA のミッションは、国際連合の持続可能な開発目標(以下、「SDGs」)が掲げる「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」と高い親和性があります。JICA は、事業を通じて SDGs の達成を推進しています。

3) JICA の業務目標・計画

JICA は、日本政府の開発協力大綱や中期目標などに基づき、中期計画や年度計画をたて、業務を実施しています。

開発協力大綱	2015 年 2 月に閣議決定
中期目標(5 年間)	主務大臣が定め、JICA に指示
中期計画(5 年間)	JICA が作成し、主務大臣が認可
年度計画(年間)	JICA が定め、主務大臣に届出

¹ 出所 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html>

① 開発協力大綱(ODA 大綱)

日本政府の開発協力政策の基本方針を示す開発協力大綱(ODA 大綱、2015 年 2 月制定²)は、以下の 3 つを重点課題とし、SDGs と方向性を共有しています。

- 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

② 中期目標

それぞれの重点課題について、JICA 法に則り主務大臣が JICA に指示する中期目標(第 5 期中期目標(2022 年度-2026 年度))³では、次のとおり取組の方向性が定められ、JICA はこれに基づき業務を実施しています。

• 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション(DX)やイノベーションの促進を行う。

- ✓ 都市・地域開発、運輸交通、資源・エネルギー、民間セクター開発、農林水産業・農村開発

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等がいずれも弱い立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。

- ✓ 保健医療、栄養、教育、障害と開発、スポーツと開発

• 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

- ✓ 平和と安定、法の支配・ガバナンス、公共財政・金融、ジェンダー平等の推進、デジタル化の促進(DX)

• 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術を活用する。

- ✓ 気候変動、自然環境保全、環境管理、水資源・水供給、防災・災害復興

² 2022 年 9 月、外務省は 2015 年策定時からの大きな情勢の変化を踏まえ、時代に即した形で開発協力の在り方をアップデートし、一層効果的・戦略的に実施するため、改定を行うことを発表しています。作業進捗は外務省が公開しています。

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4) JICA の地球環境保全・気候変動対策の取り組み

① JICA の環境方針

JICA は、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA 環境方針」を 2015 年 10 月に策定しています。同方針では、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

(参考リンク)

JICA 環境方針

<https://www.jica.go.jp/environment/houshin.html>

② JICA 事業における気候変動に関する取り組み

JICA は、気候変動対策の取り組みと発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021 年 7 月に策定した気候変動対策事業に関する課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)では、以下を掲げています。

- 開発途上国のパートナーとして、カーボンニュートラルな社会への移行と気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- 気候変動枠組条約下のパリ協定をはじめとする環境／気候関連の多国間条約(生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組)、関連 SDGs 目標、その他関連する日本政府主導のビジョン(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)の達成に向けた貢献を目指します。
- 具体的なアクションは以下の通りです。
 1. パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガスインベントリ、透明化枠組強化、気候資金⁴の導入・活用支援
 2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他のグローバル・アジェンダにおいても気候変動対策にも資する取り組みが増え、コベネフィット型気候変動対策(開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取り組み)を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICA は以下を目指します。

1. 多様な関係者との連携やファイナンスの動員(民間企業との連携、緑の気候基金(GCF)等の外部資金活用の推進)
2. 日本等の知見や技術の活用
3. 戦略的な情報発信
4. 都市間連携・協力の促進
5. 域内連携の促進
6. デジタル・トランスフォーメーション(DX)等のイノベーション

なお、2022 年 6 月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略 2025(令和 4 年 6 月追補版)」では、以下の通り記されています。JICA としてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めた CO2

⁴ 各国の公的資金、世界銀行等の国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、及びその両方に資する事業を指す(OECD 開発援助委員会「[OECD DAC Rio Markers for Climate Handbook](#)」の定義に基づく)。

排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、2022年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに基づき、国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識し、国際的なクリーンエネルギーへの移行の加速と、排出削減対策が講じられていない化石燃料部門に対して世界的に継続している投資のフェーズアウトが、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けるために不可欠であることも認識し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5℃目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022年末までに終了する。開発途上国の現実的なエネルギー・トランジションに向けて、政策・制度の整備や実施能力向上への協力を資金協力や技術協力を通して行う。具体的には、国家の気候変動計画(NDC等)策定・推進、脱炭素化に向けたロードマップ策定等を通じたトランジション推進のための支援、GHGインベントリ等情報整備支援、緑の気候基金(GCF)等国際機関を活用した支援、人材育成・知見共有等に取り組む。」

その他、個別事業に適用する環境・社会配慮のプロセスやガイドラインは、後述「2.2)事業の評価・事業選定プロセス(環境社会配慮、気候リスクの評価と対応を含む)」を参照ください。

2. 債券のフレームワーク

本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)が定める、ソーシャルボンド原則(SBP)2021、グリーンボンド原則(GBP)2021、サステナビリティボンドガイドライン(SBG)2021に基づき策定されています。JICAは本フレームワークに基づき、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドを発行します。

1) 資金使途

JICAが本フレームワークに基づき発行するソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの調達資金と同額が、JICAが開発途上地域で実施する、新規または承諾済の有償資金協力事業に充当されます⁵。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等に対する譲許的条件による貸付である「円借款(ドル建て借款を含む、以降同じ)」と、我が国又は開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」があります。

有償資金協力は、開発途上国・地域の持続的な発展を支援するために実施されるものであり、電力、道路、鉄道といった基本的なインフラ整備、安全な水、廃水・廃棄物処理、教育や保健・医療といった必要不可欠な社会サービスの整備、持続可能な食料システム構築と貧困削減を促進する農業・農村開発、雇用と経済成長を支える産業開発・中小企業の育成、気候変動対策、自然資源・環境の持続的管理、防災・災害からの復興、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント促進、平和構築などの支援が含まれます。

円借款の供与に当たっては、協力相手国の所得水準、協力分野、我が国の優れた技術やノウハウの活用の有無などに応じ、供与条件(金利、償還期間等)を決定しています。円借款の一般的な供与条件は以下のとおりです。

<対象国所得階層別分類及び円借款の供与条件⁶>

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/index.html

JICAは、有償資金協力事業すべてが社会的課題の解決に貢献する事業としてソーシャルボンドの資金使途を満たすと考えます。また、これらには、社会的課題の解決に加えて環境面の課題解決にも貢献する事業が含まれます(図1)。このため、JICAのサステナビリティボンドの資金使途は、ソーシャルボンドの資金使途のみを満たす事業に加え、ソーシャルボンドの資金使途を満たし且つ環境面の課題解決にも貢献する事業により構成されます。この考えに基づき、本フレームワークでは、それぞれの適格事業の概要について、表1のとおり整理します。

⁵ 承諾済の有償資金協力事業に対する充当対象は、未貸付・出資の未実行部分を指します。

⁶ 対象国所得階層別分類及び円借款の供与条件は、定期的に更新されます。

図 1: JICA の有償資金協力事業の特性(イメージ図)



表 1:適格事業の概要

区分	SDGs	事業内容例	社会的課題の解決		環境面の課題解決	
			受益者(注)	ICMA SBP 例示事業区分 との対応	ICMA GBP における環境目標 との対応	ICMA GBP 例示事業区分 との対応
農林・水産業	      	農業生産設備や灌漑システムの整備、気象・地理的条件等に即した営農指導支援、海洋資源保全・持続可能な漁業の支援、森林保全・アグロフォレストリーの促進等を支援する事業など	事業実施地域において、貧困・脆弱な立場に置かれた人々を含む、農家・漁業従事者・林家及び生物資源管理に関係する人々	社会経済的向上とエンパワーメント、食料安全保障	自然資源の保全、生物多様性の保全	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理、環境持続型林業
保健・医療		保健・医療施設や資機材の整備、医療・保健人材に対する研修・人材育成、その他事業実施国の保健・医療の改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施地域において、保健・医療サービスへのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	必要不可欠なサービスへのアクセス	-	-
教育		教育・研究施設や資機材の整備、カリキュラム・教材開発、留学奨学金、その他事業実施国の教育の改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施地域において、教育へのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	必要不可欠なサービスへのアクセス	-	-
女性向け金融アクセス改善	  	女性や女性の中小零細事業主向けの金融アクセス改善事業など	事業実施国において、金融アクセスがない又は限定的な女性や女性の中小零細事業主	雇用創出、社会経済的向上とエンパワーメント	-	-

区分	SDGs	事業内容例	社会的課題の解決		環境面の課題解決	
			受益者(注)	ICMA SBP 例示事業区分 との対応	ICMA GBP における環境目標 との対応	ICMA GBP 例示事業区分 との対応
上下水道・衛生	 	上下水道の敷設、浄水場施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設(コンポストを含む)の整備を支援する事業など	事業実施地域において、安全な水へのアクセスや廃水・廃棄物管理サービスなどの基本的なインフラへのアクセスがない又は限定的な人々	基本的インフラ整備	【上下水道・衛生事業(淡水化を除く)】 自然資源の保全、汚染防止および管理	持続可能な水資源及び廃水管理、汚染防止及び抑制
エネルギー	 	再生可能エネルギー発電・送電線設備、その他発電・送電線設備の整備(石炭火力発電を除く)、エネルギー効率化、その他事業実施国のエネルギーアクセスの改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施地域において、電気などの基本的なエネルギーインフラへのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	基本的インフラ整備	【再生可能エネルギー事業(太陽光発電、風力発電、地熱発電、大規模でない水力発電)、省エネルギー事業】 気候変動の緩和	再生可能エネルギー、エネルギー効率利用
中小企業支援・産業開発	 	中小零細企業に対するツーステップローン事業や、地場産業の成長促進・雇用拡大支援事業など	事業実施国において、金融アクセスがない又は限定的な中小零細事業主を含む、全ての人々	雇用創出、社会経済的向上とエンパワメント	-	-
運輸インフラ	 	道路・橋梁・空港・港湾等の運輸インフラの整備(機能回復・改善のための改修を含む)、その他事業実施国の運輸インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施地域において、運輸インフラへのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	基本的インフラ整備、必要不可欠なサービスへのアクセス	-	-

区分	SDGs	事業内容例	社会的課題の解決		環境面の課題解決	
			受益者(注)	ICMA SBP 例示事業区分 との対応	ICMA GBP における環境目標 との対応	ICMA GBP 例示事業区分 との対応
公共交通	  	鉄道、その他の公共交通機関の整備、その他事業実施国の公共交通機関の改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施地域において、安全且つ安価な公共交通機関へのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	基本的インフラ整備、社会経済的向上とエンパワメント	【電化公共交通機関】 気候変動の緩和、大気汚染防止	クリーン輸送
低所得層向けの住宅金融	 	低所得層向けの住宅金融支援事業など	事業実施国において、手頃な住宅へのアクセスがない又は限定的な低所得層の人々	手ごろな価格の住宅へのアクセス	-	-
総合的生活基盤整備、災害からの復興		都市・農村・地域の(再)開発及び総合的生活基盤(道路、住居等の小規模インフラ)整備に資する基本的に複数のセクターにまたがる事業、大規模災害(地震等)のインフラ復興事業、その他事業実施国の総合的生活基盤整備の改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施地域において、基本的インフラや必要不可欠なサービスへのアクセスがない又は限定的な人々、社会経済的エンパワメントが必要な脆弱な人々を含む、全ての人々	基本的インフラ整備、必要不可欠なサービスへのアクセス、社会経済的向上とエンパワメント	-	-
治水	 	洪水制御のための河川改修、浚渫並びに警報システムの整備を支援する事業など	自然災害により影響を受ける人々	基本的インフラ整備	気候変動への適応	持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による洪水緩和対策

区分	SDGs	事業内容例	社会的課題の解決		環境面の課題解決	
			受益者(注)	ICMA SBP 例示事業区分 との対応	ICMA GBP における環境目標 との対応	ICMA GBP 例示事業区分 との対応
通信・放送	 	通信網インフラや放送基盤の整備事業、その他事業実施国の通信・放送インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	事業実施国において、通信網・放送インフラへのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	基本的インフラ整備	-	-
総合的環境保全	  	気候変動対策・大気汚染防止・水質汚濁防止・廃棄物処理等の公害防止対策等、複数のセクターに亘る総合的な環境保全に資する事業など	事業実施国において、総合的な環境保全インフラへのアクセスがない又は限定的な人々を含む、全ての人々	基本的インフラ整備	複数の環境目標	気候変動への適応、廃水管理、生物資源・森林・海洋保全など
平和構築		紛争・内戦により影響を受けた(受けている)様々な国・地域等に対する平和と安定や復興に資する事業	紛争・内戦により影響を受けた(受けている)国・地域の人々	n/a	-	-

(注) 上記は、代表的な事業例であり、個別事業の事業内容や受益者を含む目標は、後述する「事業評価表」にて定め、ホームページで公開しています。

【除外基準】

本フレームワークに基づき発行されるソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの調達資金は、石炭火力発電事業には充当されません。

【資金充当期間】

本フレームワークに基づき発行されるソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの調達資金は、適格事業（新たに承諾する事業、または実施中の事業の両方を含む）への投融資の一部または全部に、原則として、当該債券の発行から 24 カ月以内に全額を充当します⁷。

ICMA の定義に基づくリファイナンスについて、JICA の有償資金協力事業のルックバック期間の目安は、適格事業の承諾から貸付期間の完了までの平均期間とした場合、約 6 年となっています（2023 年 1 月現在）。これは、JICA が実施する有償資金協力事業では、事業の承諾後、事業の実施～事業の完成～貸付期間の完了まで長期に亘ること、また、JICA からの貸付や出資は事業の進捗に応じて支出されることが特徴のためです。

なお、通常、建設工事等を伴う円借款事業の標準的な事業プロセスでは、事業の承諾後、借入国がコンサルタントを選定・雇用し⁸、詳細設計・入札書類の作成を経て、建設工事の受注企業を選定し、工事が開始されます。工事の規模が大きいほど事業の承諾（借款契約の締結）から貸付の完了に至るまで期間が長期に亘ることが特徴です。

また、JICA では、全ての有償資金協力事業について、予定される事業実施期間を個別事業の事前評価表において公開しています。

2) 事業の評価・事業選定プロセス（環境社会配慮、気候リスクの評価と対応を含む）

① 事業評価の仕組み

JICA は、「計画（Plan）→実施（Do）→成果確認（Check）→改善（Action）→計画（Plan）」という一連の PDCA サイクルを回しながら、事業を実施しています（図 2）。この PDCA サイクルの過程において、教訓導出と活用による事業の改善と、説明責任を果たすことを目的として、事業評価を実施しています。JICA が実施した個別事業の評価だけでなく、複数事業の総合的・横断的な評価・分析なども行っています。

図 2: JICA が実施する事業の PDCA サイクル



⁷ 資金使途基準のうち、特定のセクターやテーマを対象とする債券（例：ジェンダーボンド等）については、2～3 年程度かけて資金充当する可能性があります。その場合は適切な方法で充当期間を個別に開示します。

⁸ 円借款事業では、コンサルタントや本体契約の調達や契約履行は、借入国（開発途上国）の事業実施機関が主体的に行ないます。JICA は、借入国に対して JICA の各種ガイドラインに従った透明性・公平性の高い調達の実施と契約履行を義務付けています。

JICA では、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)による国際的な ODA 評価の視点である「DAC 評価基準」(図 3)に基づいて事業評価を行っています。この中で、事業の社会的な効果や環境改善効果などの開発効果を分析する有効性・インパクトの評価においては、定量的及び定性的効果の両方の観点から検証します。事後評価⁹では、事業評価の透明性・客観性を確保するため、第三者による外部評価を実施しています。

JICA は、全ての事業事前評価表及び事後評価報告書をホームページで公開しています。

また、事業評価における具体的な評価の考え方をまとめた「JICA 事業評価ガイドライン」や、実務者用の資料として「JICA 事業評価ハンドブック」を公開し、プロセスの透明性及び評価の質の確保に努めています。

図 3: JICA の事業評価基準と定義

(経済協力開発機構 開発援助委員会(OECD DAC)による国際的な ODA 評価の視点である「DAC 評価基準」に準拠した基準)

基準名	定義
妥当性	- 支援実施の妥当性(当該国の開発計画、開発ニーズ／社会のニーズ／対象地域の受益者層) 「受益者」に着目し、弱者への配慮や公平性を踏まえて事業が形成されているか。事業実施期間中に状況の変化が生じた際にも、常に妥当性を確保し続けるべく適切な調整を行ったか - 事業計画、アプローチのロジックの適切性
整合性(新)	- 日本政府・JICA の開発協力量針との整合性 - JICA の他事業(技術協力・有償／無償資金協力など)との具体的な相乗効果・相互連関 - 日本の他事業、他の援助機関などによる支援と適切に相互補完・調和・協調、国際的な枠組み(SDGs など国際目標やイニシアティブ)・国際的な規範や基準と整合し、具体的に取り組みや期待される成果が示されているか
有効性	期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(施設、機材の活用を含む)。その際、受益者間において達成度や結果に違いがあるか否か
インパクト	正負の間接的・長期的効果の実現状況(社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境社会配慮)
効率性	事業の投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較
持続性	- 事業によって発現した効果の持続性の見通し - 組織・体制面(組織の体制／人材)、技術面、財務面(運営・維持管理予算確保の現状)、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況

(注)妥当性の「弱者」とは、「公平な社会参加を阻害されている人々」を指します。

(参考リンク)

JICA 事業評価ガイドライン、JICA 事業評価ハンドブック

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

② 事業選定のプロセス

全ての有償資金協力事業では、事業の審査・選定、事業開始前の事業事前評価、事業実施中のモニタリング、事業完成後の事後評価の一連のプロセスが透明性の高い形で実施されています。選定段階で有償資金協力事業は、JICA のみならず、日本政府や外部専門委員による審査を経て実施が決定されます。加えて、円借款は日本政府の閣議決定により実施が決定されます(図 4)。

事業の審査・選定段階では、事業が環境や社会に与える望ましくない影響を確認し、対策をとるべく、以下「③環境社会配慮」で詳述する環境社会配慮面の審査を行なっています。加えて、事業における気候リスクについても、以下「④気候リスクの評価と対応」で詳述するとおり、同じ段階でリスクの特定や評価を行なっています。

⁹ 10 億円以上またはその他有効な教訓が得られる可能性が高いと考えられる事業は外部評価者による評価を実施します。原則、有償資金協力事業は 10 億円以上の事業に該当します。

図 4: 有償資金協力業務の個別事業の審査・選定、事業の実施、事後評価



(注) 第三者から構成され、海外投融资の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

③ 事業プロセス全体を通した環境・社会配慮

JICA は、「環境社会配慮ガイドライン」に基づき、事業の形成、実施是非の検討、実施、事業完了後の各段階で、協力相手国等による環境社会配慮について透明性の高いプロセスにより確認しています。その手続きにおける 3 つの工程(スクリーニング、環境レビュー、モニタリング)の詳細は以下の通りです。

【スクリーニング】

協力相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与える望ましくない影響の度合いに応じて、事業を 4 つのカテゴリに分類します。すなわち、A(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響は A より小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICA の融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾前にサブ事業が特定できない)の 4 つです。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

【環境レビュー】

相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメント等の報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリ A の事業については、相手国等から提出された環境社会配慮文書に基づき、事業がもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、軽減、緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価します。なお、環境レビューに先立ち、環境社会配慮文書を公開するといった透明性の確保にも努めています。

【モニタリング】

環境社会配慮のモニタリングは、協力相手国等によって実施されます。JICA は、カテゴリ A、B、FI の事業について、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、協力相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に応じた支援を行います。

【参考リンク】

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月版)
<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

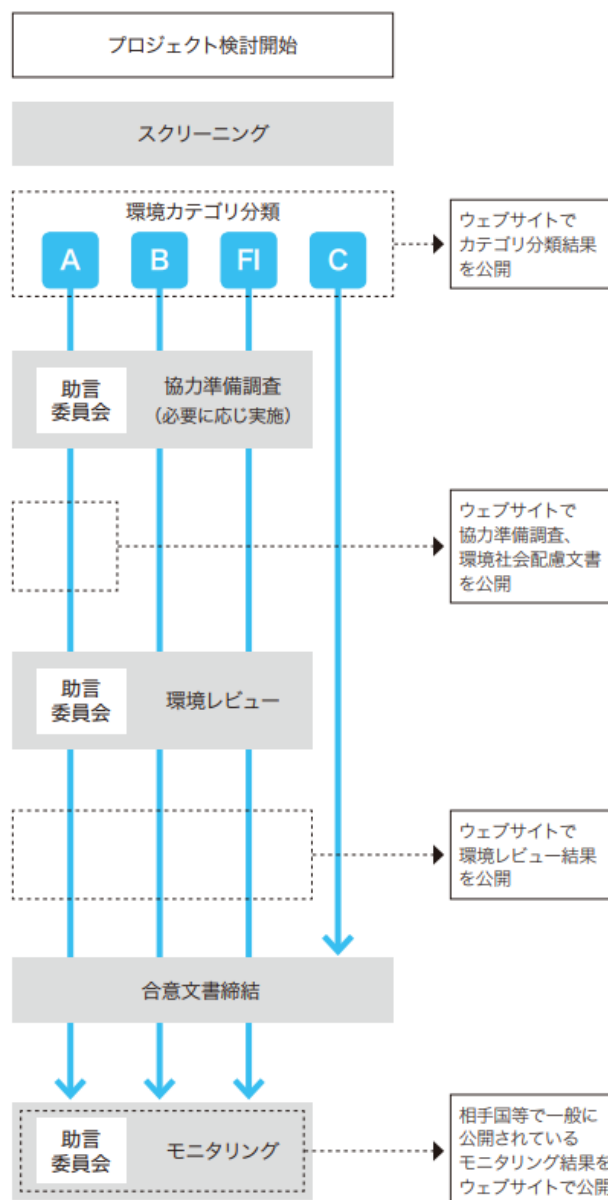
【環境社会配慮助言委員会】

JICA は、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。委員名簿や委員会の議事録は、JICA ウェブサイトの「[環境社会配慮助言委員会](#)」で公開しています。

【異議申立手続】

JICA は、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(以下、「異議申立手続要綱」)を制定し、異議申立手続を整備しています。これは、JICA が定めた環境社会配慮ガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受けるおそれのある被援助国

環境社会配慮確認の手続き



の住民またはその代理人が、所定の手続きに従って JICA に異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部署から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、環境社会配慮ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果を JICA 理事長に報告します。また、環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由として紛争が生じた場合には、その迅速な解決のために、当事者である申立人と相手国等との合意に基づいて対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICA ウェブサイトの「[異議申し立て制度](#)」で公開しています。

【情報公開とステークホルダーの参加】

JICA は、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、情報公開の促進に努めています。事業の環境社会配慮についての情報公開は、原則として協力相手国等が主体的に行いますが、JICA も、環境社会配慮に関する重要な情報を環境社会配慮ガイドラインに則り公開しています。詳しくは、JICA ウェブサイトの「[気候変動・環境への取り組み](#)」をご覧ください。また、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの参加を確保しています。

【他開発援助機関の制度との調和】

環境社会配慮ガイドラインでは、JICA 事業の環境社会配慮について、世界銀行の環境社会ポリシーから大きな離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、国際金融機関等が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティスを参照することと定めています。

そのために JICA は、世界銀行やアジア開発銀行等の他援助機関と緊密に連携し世界的な動向を把握するとともに、JICA の取り組みを発信しています。また、協調融資案件については合同で環境社会配慮の調査・確認を行い、調和を図っています。

【2022 年 1 月「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」の改正】

2022 年 1 月、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」と「異議申立手続要綱」を改正しました。環境社会配慮ガイドラインの改正に際し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公開の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加を確保するため、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

④ 気候リスクの評価と対応(気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT))

JICA は、事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策(適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階で実施する「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。研修事業などの技術協力により、気候変動分野における相手国等の能力強化を支援するとともに、日本側の支援体制を強化するため、内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

(参考リンク)

気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)

緩和策 https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

適応策 https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

3) 調達資金の管理

JICA は、本フレームワークに基づき発行されるソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの発行を通じて調達した資金を、適格事業へ充当し、管理を行います。JICA の財務部は、本フレームワークに基づいて発行されたソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの発行額と同額が適格事業に充当されるよう追跡・管理を行います。また、調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて運用を行います。

4) レポーティング

JICA は、本フレームワークに基づき発行されるソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの調達資金の全額が適格事業に充当されるまで、年に 1 回、JICA のウェブサイト上で当該ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの資金充当状況及びインパクトに係るレポーティングを公開する予定であり、また重要な事象が生じた場合は随時開示致します。

① 資金充当状況

- 適格事業に充当された調達資金の金額及び未充当の金額
- 適格事業区分毎の充当金額
- 新規・リファイナンス比率

② 資金が充当された事業のインパクト

JICA は、実務上可能な範囲で、資金が充当された適格事業の社会的な効果と環境改善効果(インパクト)に係るレポーティングを公開する予定です。

表 2 が、適格事業区分毎の代表的な指標例です。JICA では、各個別事業の目的に応じて、事業の効果を測定する定量的な運用・効果指標や、定性的効果を設定し事業事前評価表で公開しています。

レポーティングでは、各個別事業の事業事前評価表等に基づき、資金充当された適格事業の事業効果についてレポーティングする予定です¹⁰。

【開発課題別の標準的指標例】

JICA は、事業の効果を「客観的」かつ「定量的」に分かりやすく示すために、解決すべき開発課題タイプに応じた指標例を「資金協力事業 開発課題別の標準的指標例」として整理し、公開しています。各種指標の設定に当たっては、過去に実施された事業で実際に設定された指標を収集・分析した上で、他の開発援助機関や国内行政機関等で使用されている指標等を参照しつつ、より適切な指標例を整備しています。

個別事業の事前評価では、これらレファレンスも参照しながら、事業の効果を測定するうえで適切な指標を設定し、基準値¹¹と目標値を事業事前評価表において公開しています。また、事後評価では、設定された指標を用いて事業の効果を検証します。

【事業評価年次報告書】

JICA は、事業評価にかかる取り組みや事業評価の結果をわかりやすく紹介するため、事業評価年次報告書を作成・発行しています。

(参考リンク)

事業評価案件検索

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

資金協力事業 開発課題別の標準的指標例

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

事業評価年次報告書

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html

5) セカンドパーティーオピニオン(発行前外部レビュー)

JICA は、独立した外部評価機関である Moody's により、本フレームワークとソーシャルボンド原則 2021、グリーンボンド原則 2021、サステナビリティボンドガイドライン 2021 との適合性に対するセカンドパーティーオピニオンを取得しております。

¹⁰ 実施中の事業は、事業事前評価表で設定された指標の目標値を参照します。

¹¹ 設定した指標の基準値及び目標値は、事業開始後にベースライン調査を実施したうえで、設定する場合もあります。

表 2:適格事業区分毎の代表的な指標例

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
農林・水産業	      	農業生産設備や灌漑設備の整備、気象・地理的条件等に即した営農指導支援、海洋資源保全・持続可能な漁業の支援、森林保全・アグロフォレストリーの促進を支援する事業など	<定量的> 【農業】 - 作物生産高、単位収穫量、農家の収入、営農指導を受けた農家の受益人数など 【水産業】 - 漁獲物の年間総陸揚量、年間総取扱金額 など 【植林】 - アグロフォレストリーやその他生計向上活動を通じた事業対象村落における収入の増加、水源にアクセスできる世帯の増加、女性を含む地域住民の持続的森林管理・生計向上活動・組織体制強化への参加率 など <定性的> 【農業・水産業】 - 食料安全保障、農村地域の経済発展、生産者の生計向上など 【水産業】 - 水産資源の枯渇防止 など 【植林】 - 地域住民の生計向上、女性の経済的エンパワメント など	<定量的> 【農業】 - 灌漑設備の灌漑面積 など 【水産業】 - 海洋資源保護調査のために新設された調査船による年間調査航海日数や海洋環境図の作成数、海洋資源評価報告書の更新頻度 など 【植林】 - 森林被覆率、活着率、塩生土壌回復植林域の面積、砂漠化からの回復面積、土壌水分量の増加率、土壌流亡減少率、事業が実施される自然保護区の数、生物多様性保全に関する活動に参画した地域開発委員会の数、温室効果ガスの排出削減量 など <定性的> 【農業】 - 気候変動に対する強靱性強化 【水産業】 - 海洋汚染の早期発見・抑制 【植林】 - 温室効果ガスの排出削減、森林生態系・生物多様性の保全 など

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
保健・医療		保健・医療施設や資機材の整備、医療・保健人材に対する研修・人材育成、その他事業実施国の保健・医療の改善に必要な施策などを支援する事業	<定量的> - 新設・改修された医療施設における病床数、入院・外来患者数、病床稼働率、手術件数 - 予防接種(ワクチン)率 - 妊婦健診受診率 - 助産にかかる研修を受けた保健人材の増加数 - 患者ケア、医療技術、病院運営管理等に関する研修を受けた医療従事者の数 など <定性的> - 地域医療体制の強化、ユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の推進 医療教育の質向上 など	n/a
教育		教育・研究施設や資機材の整備、カリキュラム・教材開発、留学奨学金、その他事業実施国の教育の改善に必要な施策などを支援する事業	<定量的> - 学生数 - 初等教育、中等教育における純就学率、修了率(男女別、農村単位別) - 高等教育における学位取得率、留学生数(男女別、農村単位別)、卒業後 1 年以内の就職率 - 育成された教員数 - 学術論文の発表数 など <定性的> - 都市部・地方部間と男女間の教育格差是正、教育・研究環境の質向上 など	n/a

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
女性事業主向け 金融アクセス改善	  	女性や女性の中小零細事業主 向けの金融アクセス改善事業 など	< 定量的指標 > - 女性や女性が経営する中小零細企業に対する ローン残高、ローンの借入人数 など < 定性的指標 > - 女性の金融アクセス改善・雇用促進 など	n/a
上下水道・衛生	 	上下水道の敷設、浄水場施設、 污水处理施設、廃棄物処理施 設(コンポストを含む)の整備 を支援する事業など	< 定量的 > 【浄水設備・上水道】 - 給水人口、給水世帯数、水道普及率、給水量 など 【污水处理・下水道】 - 污水处理人口、污水处理量、下水道普及率、 水質改善状況(BOD) など 【廃棄物管理】 - 廃棄物収集対象人口、廃棄物収集量、廃棄物収 集率、コンポスト製造量 など < 定性的 > - 地域住民の衛生・生活環境の改善	< 定量的 > 【浄水設備・上水道(淡水化事業を除く)】 - 給水人口、給水世帯数、水道普及率、給水量 など 【污水处理・下水道】 - 污水处理人口、污水处理量、下水道普及率、 水質改善状況(BOD) など 【廃棄物管理】 - 廃棄物収集対象人口、廃棄物収集量、廃棄物 収集率、コンポスト製造量 など < 定性的 > -

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
エネルギー	 	再生可能エネルギー発電・送電線設備、その他発電・送電線設備の整備(石炭火力発電を除く)、エネルギー効率化、その他事業実施国のエネルギーアクセスの改善に必要な施策などを支援する事業(ガス開発を含む)	<定量的> - 年間発電量、送電端電力量、対象地域における世帯電化率 など <定性的> - 地域住民の生活水準向上、地域経済の発展 など	<定量的> - 再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、地熱発電、大規模でない水力発電)による年間発電量、送電単位電力量 - 温室効果ガスの排出削減量(再生可能エネルギーによる発電設備) - 送配電ロス率 など <定性的> -
中小企業育成支援・産業開発	 	中小零細企業に対するツーステップローン事業や、地場産業の成長促進・雇用拡大支援事業など	<定量的> - 中小企業向けローンの残高、借入件数、融資対象中小企業の売上・利益 - 事業により新設・改修された生産設備等による生産高、売上 など <定性的> - 中小企業の資金アクセスの改善、雇用拡大、地場産業・地域経済の成長 など	n/a

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
運輸インフラ	 	道路・橋梁・空港・港湾等の運輸インフラの整備（機能回復・改善のための改修を含む）、その他事業実施国の運輸インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	< 定量的 > 【道路・橋梁】 - 年平均日交通量 【空港】 - 旅客数、貨物取扱量 【港湾】 - 貨物取扱量 < 定性的 > - 物流の改善、交通渋滞の緩和（道路・橋梁）、経済発展の促進	n/a
公共交通	  	鉄道、その他の公共交通機関の整備、その他事業実施国の公共交通機関の改善に必要な施策などを支援する事業	< 定量的 > - 旅客輸送量、乗客数、貨物輸送量、女性専用車両走行距離 など < 定性的 > - 交通渋滞の緩和、地域経済の発展、女性・貧困・脆弱層の社会進出促進 など	< 定量的 > - 電化公共交通機関による温室効果ガスの排出削減量 < 定性的 > - 電化公共交通機関による大気汚染の改善、都市環境の改善
低所得層向けの住宅金融	 	低所得層向けの住宅金融支援事業など	< 定量的 > - 住宅ローン残高、住宅ローン借入人数、女性の借入人比率 など < 定性的 > - 低所得者の住宅ローンへのアクセス	n/a

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
総合的生活基盤整備、災害からの復興		都市・農村・地域の(再)開発及び総合的生活基盤(道路、住居等の小規模インフラ)整備に資する基本的に複数のセクターにまたがる事業、大規模災害(地震等)のインフラ復興事業、その他事業実施国の総合的生活基盤整備の改善に必要な施策などを支援する事業	<定量的> - 道路の年平均日交通量 - 電化世帯数、電化率 - 給水人口・世帯数 - 新設・改修された灌漑設備の受益面積、作物生産高、農家の収入 - 市場へのアクセス時間 - 衛生施設サービスのある村落数 - 新設・改修された耐震性・防火性の高い住宅の戸数 - 新設された災害避難シェルターの収容数 など <定性的> - 地域経済の振興、地域間の格差是正・貧困削減、災害被害の軽減	n/a
治水	 	洪水制御のための河川改修、浚渫並びに警報システムの整備を支援する事業など	<定量的> - 治水面積 - 洪水による浸水被害面積・浸水戸数の減少など <定性的> 自然災害に対する強靱性が強化されることによる事業対象地域の生計向上、地域経済の活性化、雇用創出 など	<定量的> - 治水面積 - 洪水による浸水被害面積・浸水戸数の減少など <定性的> 気候変動に対する強靱性強化、自然災害に対する強靱性強化

区分	SDGs	事業内容	社会的課題の解決に係る事業効果の指標例	環境面の課題解決に係る事業効果の指標例
通信・公共放送	 	通信網インフラや公共放送基盤の整備事業、その他事業実施国の通信・放送インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	< 定量的 > - 通信速度、通信障害の改善率 など < 定性的 > - 信頼度の高い情報通信網による経済活動の活性化、国民生活の利便性向上 など	n/a
総合的環境保全	  	気候変動対策・大気汚染防止・水質汚濁防止・廃棄物処理等の公害防止対策等、複数のセクターに亘る総合的な環境保全に資する事業など	< 定量的 > - 特用林産物による住民組織メンバーの年間家計所得向上、野生動物との接触事故の減少 など < 定性的 > - 生物多様性保全に配慮した生計向上活動等を通じた地域住民の生計向上、女性・貧困・脆弱層の社会参加 など	< 定量的 > - 都市部とその周辺地域の植林による炭素蓄積増加量、サンゴ礁の修復面積、湿地に生息する種の種類及び個体数、野生動物の接触事故・被害の減少率 など - 気象衛星画像データの処理能力を有する技術者数、利用可能な気象衛星画像データの取得率 など < 定性的 > - 気候変動に対する強靱性強化、自然災害に対する強靱性強化 など
平和構築		紛争・内戦により影響を受けた（受けている）様々な国・地域等に対する平和と安定や復興に資する事業	< 定量的 > - 平和と安定や復興のため整備される基本的インフラ等の定量的指標（例：浄水設備・上水道の新設・復旧等の事業は、給水人口・給水量・水道普及率など） < 定性的 > - ホストコミュニティにおける社会安定 など	n/a

以上